

# 本渡北地区振興会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は本渡北地区振興会と称す。

### (事務所)

第2条 本会の事務局を「天草市今釜町10番43号、本渡北地区コミュニティセンター」内に置く。

### (目的)

第3条 本会は地域の活性化及び住民主体のまちづくりを推進し、住民自治の充実強化と自治組織の向上を図り、新たな地域コミュニティを創造するとともに自立した住民自治体制による民主的な明るい地域づくりを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、地域づくりについての協議・運営及び地域課題の解決に向けて取り組んでいくとともに、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種地域行事及び生涯学習活動に関する事業
- (2) 住民への各種情報の発信に関する事業
- (3) 地域の将来ビジョンの策定に関する事業
- (4) 男女共同参画の推進・人権学習に関する事業
- (5) 福祉活動に関する事業
- (6) 地域で子どもを育む意識の醸成、健全育成や非行防止に関する事業
- (7) 健康づくり活動に関する事業
- (8) スポーツ・レクリエーションに関する事業
- (9) 防犯・防災に関する事業
- (10) 交通安全に関する事業
- (11) 環境美化に関する事業
- (12) ごみ減量リサイクルの推進に関する事業
- (13) コミュニティセンターの管理運営に関する事業
- (14) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 組 織

### (会員)

第5条 本会の会員は、本渡北地区住民等とし、本会の趣旨に賛同する者とする。

### (部会)

第6条 本会は、第3条の目的達成のため、次の各部会を設け、その部会において事業計画、企画立案を行うとともに、事業活動を推進する。

- (1) 地域づくり部会
- (2) 健康増進部会
- (3) 福祉生活部会

(4) 子ども育成部会

(5) 環境整備部会

(6) 生活安全部会

2 部会の構成・活動方針・事業内容は別紙のとおりとする。

3 各部会の構成員は、各団体(別掲)から選出された者とする。

4 各部会に事務局を置き、構成員の互選により部会長1名、副部会長 数名、事務局員数名を選出する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、議長を務め、次の事項を協議する。

(1) 部会の年間活動計画・活動報告に関する事項

(2) 部会の予算・決算に関する事項

(3) 各部会の連絡調整に関する事項

(4) その他、部会活動促進のため必要とする事項

#### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 理事11名 監事2名 事務局2名

#### (役員を選出)

第8条 会長、副会長及び監事は、役員会で選出し、総会で承認する。ただし、副会長は理事の中から選出する。

2 理事は、各種団体の長及び区長会副会長・常任理事とする。

3 事務局員は、会長が任命する。

#### (職務)

第9条 本会の役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

(3) 理事は、役員会に提出された会務の審議を行う。

(4) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。

(5) 事務局は、会長より委任された業務を遂行するとともに、会の会計を執行する。

#### (役員任期)

第10条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

2 任期中に役員が交代した場合、交代した役員任期は前任者の残任期間とする。

#### (顧問)

第11条 本会に顧問(学識経験者など若干名)を置くことができる。

2 顧問は、会長の招聘により会議に参加する。

## 第3章 会 議

#### (会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長がこれを招集する。

#### (総会)

第13条 総会は、本会の役員、各種団体から1名並びに区長をもって構成し、本会の決議機関

として毎年1回開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会の議長は出席者の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。

3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約、規則及び規定等の制定・改廃に関する事
- (2) 事業計画・事業報告に関する事
- (3) 予算及び決算、監査報告に関する事
- (4) 振興会の役員の承認に関する事
- (5) その他振興会の運営に関し、必要と認められる事項

#### (役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 年間事業計画策定に関する事項
- (2) 予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項
- (3) 規約・規則及び規定等の制定・改廃に関する事項
- (4) 各部会の事業計画・事業報告に関する事項
- (5) 各部会活動の支援及び助言に関する事項
- (6) 行政機関等にかかわる案件の処理及び実行を促進する事項
- (7) その他協議会運営に必要とみとめられる事項

2 会長が必要と認めるときは、各団体の代表者に参加を要請し、役員会を行うことができる。

## 第4章 会 計

#### (経費)

第15条 本会の経費は、各区に加入する世帯数に応じて負担する会費及び市からの助成金並びに、その他の収入をもってこれに充てる。

#### (会計)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 付 則

#### (付則)

第17条 本規約は、平成18年1月30日より施行する。

本規約は、平成19年4月18日より施行する。

本規約は、平成20年4月18日より施行する。

本規約は、平成24年4月23日より施行する。

本規約は、平成25年3月25日より施行する。

#### 別掲（本渡北地区振興会・構成団体）

- ①区長会 ②青壮年会連絡協議会 ③老人クラブ連合会 ④女性部連絡協議会
- ⑤体育振興会 ⑥民生委員児童委員協議会 ⑦本渡北小学校PTA ⑧本渡中学校PTA
- ⑨食生活改善推進員会 ⑩消防団 ⑪交通安全協議会

## 別紙1(部会の構成・活動方針・事業内容)

部会名	構成	活動方針	事業内容
地域づくり部会	区長会・青壮年会連絡協議会 老人クラブ連合会・女性部連絡協議会 体育振興会	自分たちのまちは、自分たちで考え、つくり育てることを基本に、心ふれあう地域コミュニティの形成に努める。	北地区大運動会、クリスマス・イルミネーション、生ゴミリサイクルによる元気なまちづくり、らくらく教室、地域リーダー養成、先進地視察研修、地区振興会だより発行など
健康増進部会	区長会・青壮年会連絡協議会 老人クラブ連合会・女性部連絡協議会 体育振興会・食生活改善推進委員会	健康は幸せな生活を送るための原点であり、伝統あるスポーツ行事などを通じて、住民の健康維持・増進に努める。	北地区ウォークラリー、北地区レディース・ミニバレーボール大会、北地区ミニバレーボール大会、北地区グラウンドゴルフ大会、老人大学、青壮年スローピッチソフトボール大会、青壮年ミニバレーボール大会、青壮年グラウンドゴルフ大会
福祉生活部会	区長会・老人クラブ連合会 民生児童委員協議会	住み慣れた地域で安心して生活を送り、健康で生きがいの持てる環境づくりや、思いやりのある地域福祉社会の形成に努める。	敬老会、命のバトン事業
子ども育成部会	区長会・民生児童委員協議会 北小学校PTA・本渡中学校PTA 食生活改善推進委員会	地域の将来を担う青少年の健全育成を図るため、子どもたちを地域ではぐくむ活動や教育・スポーツ活動などの推進に努める。	地区対抗球技・駅伝大会、家庭教育講演会、資源物回収活動、子ども育成講演会、小学生料理教室、伝承遊び交流会
環境整備部会	区長会・青壮年会連絡協議会 老人クラブ連合会・女性部連絡協議会	きれいな街並みや豊かな自然を保全する快適な生活環境づくりや、環境を守り、育て、生かすまちづくりに努める。	北地区クリーン活動、ツツジで彩る景観づくり、高齢者・清掃活動、青壮年・清掃奉仕活動
生活安全部会	区長会・老人クラブ連合会 民生児童委員協議会・北小学校PTA 本渡中学校PTA・消防団・交通安全協議会	犯罪や事故から住民を守り、安心・安全なまちとするため、住民相互の見守りや防犯活動などの推進に努める。	防災訓練、防犯パトロール「地域みまもり隊」、危険箇所看板設置、交通危険箇所等看板設置